



Title	民事訴訟における当事者論の再構築
Author(s)	藤本, 利一
Citation	大阪大学, 1998, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/41345">https://hdl.handle.net/11094/41345</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed</a> 大阪大学の博士論文について

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【 1 】				
氏 名	藤	もと	とし	かず
博士の専攻分野の名称	博	士	(法	学)
学 位 記 番 号	第	1 4 0 4 2	号	
学 位 授 与 年 月 日	平 成	10	年	5 月 29 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科 民事法学専攻			
学 位 論 文 名	<b>民事訴訟における当事者論の再構築</b>			
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 池田 辰夫	(副査) 教 授 潮見 佳男	教 授 渡邊 惺之	

### 論 文 内 容 の 要 旨

まず本稿では民事訴訟法理論と民事裁判実務の関係性の回復が問題の基礎に据えられる。そのためには成熟した解釈理論のいわばリストラが必要であり、この点を詰めるために民事裁判制度の現状把握が肝要となり、そこから検討すべき問題点を抽出される。その結果、本稿で取りあげられた論点は当事者論、その中でも当事者確定理論である。

第一章では次のことが示唆された。規制緩和が進むことできまざまな民事紛争が社会に顕在化する可能性が高まる。その場合、裁判所は、数量的に増大し、質的に複雑化する紛争を適正かつ効率的に処理することが期待されるが、裁判所の現状は事件負担の重さにあえいでいる。かかる現状認識から出発し、司法機能を充実させ、司法へのアクセスをこれまで以上に保障するため、手続法の視角を探求し、アメリカ合衆国の司法制度との比較検討を示唆する。

次に、第二章では日本の民事訴訟理論とアメリカ合衆国のそれとの比較研究の前提として、それらの根本的な差異がどこにあるかを考察する。そのためにはまず、現在のアメリカ合衆国における民事訴訟制度の実態研究を参照する。そこから導かれるのは裁判官の手続裁量がきわめて大きなものになってきていることである。なぜかかる状況が生じたかにつき、Stephen C. Yeazell教授の考察を中心にして連邦民事訴訟制度の史的展開を見る。

第三章では、高度に発達した経済社会において、さまざまな経済活動から生じる民事紛争を終局的に処理できるのは裁判所であり、それゆえ、このような紛争主体について、裁判所への適切なアクセスをいかに保障するかが課題とされる。本章では、この問題を当事者確定理論の枠組みを用い、アメリカ合衆国の法理論との比較を手がかりに考察する。

以上から、当事者確定理論が効率的な制度運営から生じる当事者への個別具体的な不利益を調整する機能を果たしうる可能性が示唆され、かかる認識のもと当事者確定理論およびそれに関連する理論領域の再構築がなされねばならない。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、理論と実務の間に顕著な差異が生じている問題領域の一つである、民事訴訟における当事者論を取り上げるもので、アメリカ法における当事者変更論の展開を参考にしながら、理論と実務の両者の架橋をめざすべく、前者において解釈論としての柔軟な対応の可能性を示唆するものである。すなわち、当事者論の領域では、従来、実務の彈性的な処理と理論の側による問題解決への硬的な呈示との間には、ほとんど埋めがたいほどの溝があった。こうしたなかで、まず、より大きな司法機能の充実と司法へのアクセスの保障という視点から、アメリカ合衆国の民事司法システム、とりわけその事実審理手続の歴史的変遷が紹介され、ついで、当事者論の問題として、アメリカ法における Misnomer 法理の歴史的展開を検証し、制度の効率とこれに伴う当事者の不利益とを調整する鍵を見出す。それは、本論文の表現を尊重すれば、「原告当事者が相手方としていって誰を訴えようとしていたのか」、「その者に対して、たとえば適切に送達がなされ、訴訟開始時点において当該手続に関与する機会が保障されていたのか」、であり、つまりは「手続的デュープロセス」の重視ということであって、このことは「ドイツ法に由来するドグマとの戦い」ということにもなる、という。

以上の次第であって、本論文が、一つの困難な問題領域への積極的な挑戦を試みるなか、全体において、これまでの自立した研究活動の成果を示すばかりか、わが国における今後の民事訴訟理論の抜本的な見直しへの突破口を切り開く有力な視角を呈示したものともいえるわけであって、博士（法学）の学位を授与するに十分値するものと判断する。